

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところである。

しかし、昭和60年度予算において、旅費・教材費が国庫負担から除外されたため保護者負担が増加した市町村がいくつも出てきた。さらに平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたため、各県の財政状況を圧迫している。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっている。

このことから、国においては26年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。
- 2 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費などを復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月24日

長野県飯田市議会議長 林 幸次

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣